

遺贈によるご寄付のご案内

「遺産を社会に役立てたい」

あなたの意思を
女性たちが未来へと引き継ぎます。



公益財団法人日本YWCA

YWCA

(ワイ・ダブリュー・シー・エー/Young Women's Christian Association)は、キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。1855年英国で始まり、今では日本を含む125あまりの国で、約2,500万人の女性たちが活動しています。

日本では
*25の地域YWCA
*35の中高YWCA
が活動しています。

■ 遺贈寄付とは

遺贈寄付とは、遺言による寄付です。

お気持ちを遺言に残すことによって、ご自身の財産を法律にもとづく法定相続とは別に、指定した受取人へ寄付することができます。

非核・非暴力による真の平和な社会を目指して

日本YWCAは、次世代を担う若い女性を育成するために、遺贈寄付を承っております。

女性たちによって、あなたの大切なご意思と財産を、未来の - い・の・ち - へ 繋いで行きます。

金額の大小にかかわらず、是非ご検討ください。

*公益財団法人日本YWCAへ遺贈された財産は、相続税が非課税（非課税財産）になります。

また、故人の社会貢献のご遺志をご遺族が継ぎ、相続税の申告期限までに遺産をご寄付いただいた場合には、遺産に対する相続税はかかりません。



■ 公益財団法人 日本YWCAへ遺贈による寄付をお考えの方

公益財団法人 日本YWCAを受取人に指定した遺言書を作成し、保管・管理をお願いいたします。

遺言書は、民法で定められている方法で作成する必要があります。
一般的な書式は【公正遺言書】【自筆証書遺言書】です。

公正証書遺言書

公証役場で、2人以上の証人立会の立ち合いのもと、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。遺言者と証人が確認のしたあと、遺言者・証人・公証人が署名・捺印をします。

- *公証人が原本を保管するので、紛失や偽造の恐れがなく安全に管理されます。
- *費用が発生します。

自筆証書遺言書

遺言書が遺言内容の全文、氏名、日付を自筆（ワープロ・代筆は不可）で作成し、捺印します。
遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認が必要です。

- *遺言書の紛失・偽造・作成替、形式の不備、遺言書が発見されない等の恐れがあります。
- *費用は発生しません。

遺言書の内容に関わらず、法定相続人は遺留分の相続が民法で認められています。
遺言書の作成、遺産配分、遺言執行者等に関しては慎重にご検討下さい。
信頼できる機関や弁護士・司法書士・信託銀行などの専門家にご相談や依頼をお勧めいたします。

公益財団法人 日本YWCAでもご紹介しております。どうぞお問合せ下さい。

公益財団法人 日本YWCA

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 302
電話：03-3292-6121 ファックス：03-3292-6122
e-mail: office-japan@ywca.or.jp、URL: <http://www.ywca.or.jp/>

お近くの公証役場についてのお問合せ

日本公証人連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 5階
電話：03-3502-8050 ファックス：03-3508-4071 URL: <http://www.koshonin.gr.jp/>